

ペイオフ解禁への対策 (総括ペイオフ 3)

政府はペイオフ全面解禁に際し「決済用預金」を全額保護の対象にした。「決済用預金」とは、無利息であること、要求払いであること、各種決済サービスを提供すること、という3つの条件を満たす預金を云う。

当座預金は決済用預金そのものであるが、今使っている普通預金は利息が付くので決済用預金に該当しない。そこで普通預金を全額保護対象の決済用預金とするため「利息の付かない普通預金」を新たに作るようになった。既に導入している金融機関もあるが、大手銀行を含め来年3月迄に殆ど全ての金融機関が導入する模様だ。金融庁も、決済用預金の有無で金融機関の信用が左右されないよう全ての金融機関が導入するよう後押ししている。

この決済用預金とどのように向き合うかは個人と会社(法人)では異なる。

会社の場合、お金は「入金 資金蓄積 支払」というサイクルを辿るので、小規模な法人でも資金が蓄積している段階では1,000万円を大きく超える流動性預金を持つケースが多い。こんな時、取引金融機関が破綻しペイオフが実施されたらたまったものではない。とあって、多くの中小企業は借入金がある関係から、取引金融機関を簡単に変えることも難しいし、1,000万円以下に資金分散してもその分手間暇がかかる。とすれば、取り敢えずは今ある普通預金を決済用預金に切替えるしかない。預金番号も変わらないようだから今までと同じよう使える。

ただ、これは当面の措置であることを認識する必要がある。超低金利下、今の普通預金は利息が殆どゼロなので利息の付かない決済用預金に変えても収益面での影響は殆どない。であるなら全額保護の対象にしておいた方が心理的に安心できる。これ以外に決済用預金に切替える理由は今の所見当たらない。

今の超低金利局面が終わって金利が上がってきた時、無利息の決済用預金の有用性は大きく低下する。ペイオフのためだけに決済用預金を利用するのは愚の骨頂だからだ。決済用預金は普通預金の金利がゼロに近い今だから通用する時限的

な商品に過ぎない。普通預金金利が1%以上に上昇してきた時、決済用預金の問題点が噴出する可能性が大きい。

法人の定期預金については、借入金と見合った残高に抑えることが肝要だ。いざと云う時には相殺手続きを申出ることによって預金カットを食い止めることができる。間違っても借入金以上の定期預金など置かないことだ。

無借金企業や預金が借入金を上回る優良企業の場合、ここでは敢えて触れないがそれぞれの財務戦略に沿って投融資すればいいと思う。小手先の小細工は不要である。

個人の場合は、敢えて決済用預金に切替える必要はない。第一、1つの普通預金に1,000万円以上置く必要性が薄いからだ。

個人の場合、もうペイオフ対策という言葉で括るほど単純な時代は終わった。何の知恵も出さず、銀行や信金、あるいは郵貯にお金を預ける時代ではなくなったのだ。考え方を改める必要がある。ペイオフ全面解禁だから預金を動かすのではなく、自分の金融資産をどのように働かせるかという視点で配分することが肝要だ。

まずは、金融資産を3つに分類してみることを勧める。第1は、流動性が求められるお金である。日々の生活資金とか急な出費に備えた資金とかがそれに該当する。月々の生活費の2、3ヶ月分もあれば十分だと思うが、これは今の普通預金で対応できる。決済用預金にする必要などない。

第2は、安全性が基本となるお金である。住宅資金などがそれに該当するが、長期的にはいざれ出て行く資金なので大きなリスクは取れない。であれば自ずと商品選択は決ってくる。

第3は、収益性を追求するお金である。積極的にリスクを取れる資金で、対象としては投資信託、変額年金、外貨資産、株式、不動産投信等が挙げられる。

私達はこの10年間で、銀行の倒産や破綻を考えなくていい幸せな時代は、近代経済史に於いてむしろ希な時代であることを知った。激しく動いた金融経済は、私達に「金融とは何であるか」を知らしめ考えさせる良い機会を与えてくれた。ペイオフ解禁もその文脈で捉え、慌てず騒がず落ち着いて対応することが必要だと思う。